

酒類における有機等の表示基準を定める件の
一部改正について

平成 20 年 6 月 30 日

国税審議会酒類分科会

酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 19 年 6 月 5 日付課酒 5 - 14 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「酒類における有機等の表示基準について（諮問）」について、酒類における有機等の表示の適正化を図る観点から調査、審議した結果、既に報告したもののほか、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

平成 20 年 6 月 30 日

国税審議会酒類分科会

分科会長	小林逸太	（東海大学政治経済学部教授）
分科会長代理	飯村穰	（国立大学法人山梨大学大学院医学工学総合研究部教授）
委員	潮田道夫	（毎日新聞社論説委員長）
”	尾原榮夫	（国家公務員共済組合連合会理事長）
”	金子ひろみ	（管理栄養士）
”	神津十月	（作家）
”	田嶋尚子	（東京慈恵会医科大学糖尿病・代謝・内分泌内科教授）
”	辰馬章夫	（日本酒造組合中央会会長）
”	藤田利久	（全国小売酒販組合中央会会長）
”	水野忠恒	（国立大学法人一橋大学大学院法学研究科教授）

「酒類における有機等の表示基準」の改正案

「酒類における有機等の表示基準」の別表1の表中「、ピロ亜硫酸カリウム」を削る。

【参考】

改正案新旧対照表は次のとおり。

アンダーラインが改正部分である。

>

改正案	現行
<p>別表1</p> <p>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L - アスコルビン酸、L - アスコルビン酸ナトリウム、タンニン、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、酒石酸、DL - 酒石酸水素カリウム、L - 酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、グアーガム、アラビアガム、ベントナイト、ケイソウ土、パーライト、二酸化珪素、活性炭、木灰、香料（化学的に合成されたものでないこと。）窒素、二酸化炭素、酸素、酵素、一般飲食物添加物、二酸化硫黄、酵母細胞壁</p> <p>（注）使用に当たっては、酒税法その他の法令等の使用方法を遵守すること。</p>	<p>別表1</p> <p>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L - アスコルビン酸、L - アスコルビン酸ナトリウム、タンニン、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、酒石酸、DL - 酒石酸水素カリウム、L - 酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、グアーガム、アラビアガム、ベントナイト、ケイソウ土、パーライト、二酸化珪素、活性炭、木灰、香料（化学的に合成されたものでないこと。）窒素、二酸化炭素、酸素、酵素、一般飲食物添加物、<u>ピロ亜硫酸カリウム</u>、二酸化硫黄、酵母細胞壁</p> <p>（注）使用に当たっては、酒税法その他の法令等の使用方法を遵守すること。</p>